

## コンドルセの女性参政権論

——「女性の市民権の承認について」を中心に——

武 藤 健 一

はじめに

よく知られているように、コンドルセ (Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de) は、フランス啓蒙思想のほとんどすべての潮流の思想的遺産を受け継ぎ、「最後のフィロゾフ」(哲学者)と呼ばれた、フランス革命にその名を残す人物である。彼は一七六九年に科学アカデミー入りを果たし、一七八二年にはアカデミー・フランセーズの会員となっている。

また革命前夜から、数学・天文学・政治・経済・社会・教育等に関する論文を多数発表しており、その思想を現実の政治や経済政策に応用した革命政治家の一人でもあった。特に、一七九三年のジロンド憲法草案は、彼の憲

法思想の集大成ともいえるもので、彼の自由主義的な経済思想は人権原理に影響し、彼の民主主義的政治思想は統治原理に反映して、その草案を構成する要素となっている<sup>(1)</sup>。

後年における彼の思想の影響は大きく、特に一九世紀の哲学によく現れている。その影響を受けた代表的な人物が、空想的社会主義者であるサン・シモン (Saint-Simon) であり、実証主義哲学者のコント (Auguste Comte) である<sup>(2)</sup>。

またコンドルセは、フランスのフェミニズム史上その先駆的な人物としても位置づけられている。しかしながら日本においては、彼の「フェミニズム」に関するものとしては、その公教育論<sup>(3)</sup>を通して、女子教育論が知られ

てはいるが、その女性参政権論はあまり検討されていないようである。<sup>(4)</sup>

本来ならば、コンドルセにおける女性の人権論全般(特に女子教育論)を検討すべきところではあるが、紙幅の関係上、女性の参政権論、特に「女性の市民権の承認について」という彼の論文を中心に検討することにす

### 一 革命前夜

1 ニューヘヴンのあるブルジョワからヴァージニアの一市民への手紙

コンドルセはアメリカ独立革命の影響を受けて、一七八七年に「ニューヘヴンのあるブルジョワからヴァージニアの一市民への手紙」(Lettres d'un bourgeois de New-Haven à un citoyen de Virginie, sur l'inutilité de partager le pouvoir législatif entre plusieurs corps. 以下『ニューヘヴン』)を執筆した。彼はこの論文において、市民の立法参加権の実現方法について詳細に検討し、国家意思の最終決定権が常に第一次集会やデ

ストリクト(district)の集会に属すべきことを主張した。<sup>(6)</sup> その中で彼は初めて女性の立法参加権に言及している。

a 自然権は、「人間の本性」、つまり人間が「思考し道徳観念をもつ感覚と能力がある存在」<sup>(7)</sup>であるから、享有できるものである。そして、「共通の利益に基づいて投票する権利は、この権利の一つであり、一部の人間や、少なくとも領土の所有者である人間がその権利を奪われている国家は、自由国家」ではない。<sup>(8)</sup>

b 「それゆえ、女性は完全に同じ権利を享有しなければならぬ。しかし現実には、どんな自由主義憲法の下でも「女性は市民の権利を行使できていない。」<sup>(9)</sup>

c 事実「男性は、女性の利益とはかなり異なる利益を持ち、またはそう信じられており、特に男性は女性に対して抑圧的な法(Lois)をつくり、少なくとも両性間に「大きな不平等を造り上げた」。よって、このようなことを行なった「代表者によって可決された税金に対して」「すべての女性は、議会によって課せられた税金を支払うことを拒否する権利を持つ。」<sup>(9)</sup>

d こういった論理に対して「私は、少なくとも夫を亡くした女性が結婚していない女性については、……確

固たる反論を目にしていなない。」そして、それ以外の女性性に関していわれるのは、「市民の権利を行使することは、固有の意思によって行動できる存在であることを前提とする」ということである。しかし「非常に大きな不平等を男女間に確立している民事法」を根拠として、「女性が固有の意思を持つ利益を奪われていると推定できるようにする」ことは、「もはや不公正でしかない」であろう。両性間に「平等を打ち建てるという考えは、特に新しいことではないので、信じる事ができるであろう。」<sup>10)</sup>

e 被選挙資格について、ここから女性を完全に排除することは、「二つの不正義をもたらず」。すなわち、①選挙人の「自由を制限し」、②被選挙資格から排除されることで、「他者に認められた利益を奪われる選挙人」がでてくるのである。「それゆえ私には理性が明白にその有用性を証明する場合においてしか、法によって排除を宣告すべきではないと思われる。そしてすぐれた選挙方式を選択すれば、このようなケースは非常に稀になるはずである。」<sup>11)</sup>

f よって「この原理からすると、法は女性をどんな

地位からも排除してはならないと思う。」しかし、そうなること「女性が軍隊を指揮し、裁判長になる」というような馬鹿げた事態が起きるではないか、といわれるかもしれない。しかし、「盲人を裁判所の書記官に選任したり、野原を舗装する」ようなことと同様に、「明確な法によって市民に禁止しなければならない」ほどのものでもない。<sup>12)</sup>

g 女性の肉体的・精神的特性に関して、① 女性は、「妊娠し出産し授乳する時期」があるので、戦争や継続的な肉体労働を行なうことは不可能である。しかし、② 「身体的なものであれ精神的なものであれ、その力の不平等」に関しては、「第一身分の女性は、第二身分の男性と同等で、第三身分の男性よりは優れて」いるといったようなことでしかない。更に、③ 女性には発明の才が備わっていないという意見があるが、一部の者を除いては、男性も同様なのである。また、④ 「特にその才能が発達し始めようという時」から、女性の精神的発達を阻害しているのは、風習である。そして、⑤ 女性に天才はいないという主張は、「科学と哲学に関しては……本当であるが、」ラッファイエット夫人の例にみら

れるように、女性は「文章の才」があり、「天才的着想」をする能力をもつ<sup>(13)</sup>。

このような議論によって、コンドルセは女性の立法参加権を肯定したが、以下の二点に注意しなければならぬ。

「市民の権利」は自然権であると述べた部分 (a) で、「領土の所有者である人間」という言葉が用いられていることからわかるように、コンドルセのいう「市民」とは不動産所有者のことである (だからこそ、領土の所有者とそれ以外の者を区別し (a)、不動産所有者である夫を亡くした女性やそのような夫がない非婚女性と、それ以外の女性を区別して議論している (d) のである)。このような考え方が、自然権や自然的平等に反するとみなされていないのは、興味深いことであるが、これは当時のコンドルセが重農主義思想の影響を受けていたことによる<sup>(15)</sup>。つまり、コンドルセの考える男女平等選挙とは、不動産所有者のためだけの、いわば男女制限選挙なのである。

また、女性は男性と完全に同等の権利を享有しなければならぬとはいっても (b)、軍隊の指揮官や裁判長

を務めることができるとは考えられていない (f)。そして平等といっても、身分間の肉体的・精神的不平等を、男女を問わず、前提として議論を展開している (g)。

## 2 州議会の構成と機能に関する論考

『ニューヘヴン』の翌年 (一七八八年) に、コンドルセは「州議会の構成と機能に関する論考」(L'essai sur la constitution et les fonctions des assemblées provinciales. 以下『州議会』<sup>(16)</sup>) において、市民権 (droit de cité. これは、立法参加権を指し参政権も含まれる。以下の部分で、市民権という言葉は、この意味で用いられる。) の存在を基礎として、租税の分配など、州議会の目的を考察している<sup>(17)</sup>。そのなかで女性の市民権について触れた部分は以下である。

市民権について述べた第一論文において、

a 市民権の享有の仕方 (直接行使か間接行使か) と、市民階層 (不動産所有者か否か) には二つのものが存在する。すると、不動産を所有する (propriétaire) 女性は、①「完全な選挙権を有する」場合は、代表者を選任でき、②「代わりに選挙権を行使する議員を選任する」場合は、「議員の選任に参加」できる<sup>(18)</sup>。

b それゆえ、女性から市民権を剥奪することは、現実には行なわれてはいるが、それは「正義に反する。」なぜならば、男性が市民権を享有できるのは、「その性別によるのではなく、女性にも備っている理性的で感覚があるという資質」によるからである。よって「女性を公務から隔てるべきだ」という理由(この理由は簡単に否定し得るものだが)によって、女性から市民権を奪うことができるということにはならず、しかもその市民権は、「行使するのは非常に簡単」な権利なのである。<sup>(19)</sup>

c 「州議会に与えられた仮の法規 (reglement provisoire) によれば、領主の土地を所有する女性は、代表者に行使させることによって、領主と同様の権利を享有することが認められたが、「それ以外の」国土の所有者でしかない女性は、この利点を少しも共有できない。」つまり、女性が所有する土地の種類によって、市民権を獲得できるかどうかが決まされる。もし、この法規が「古い封建的な考え……と馴染むものであるならば、不合理であろう。」<sup>(19)</sup>

そして、被選挙資格の条件に関する第三論文において、

d 被選挙資格の条件は、第一論文で述べた「市民権のためのものと同様でなければならぬ」と述べ、被選挙資格には市民権の条件 (a) 以外の新たな条件が加えられることはないとする。<sup>(20)</sup>

この論考に関しては、以下の点に注意すべきと思われる。

『ニューヘヴン』にもみられたような人間観を議論の前提として議論を組み立てており (b)、これまた『ニューヘヴン』と同様に、市民権の享有主体は「不動産を所有する女性」であるとしていて (a)、一七八八年において、コンドルセは重農主義の影響を受けていることがわかる。<sup>(22)</sup> ただし、その不動産が領主の土地に限定されることには疑問を呈している (c)。また、参政権者は不動産所有者に限定されているが、税によって選挙資格を制限することはせず、その不動産所有者には家屋の所有者も含まれている。<sup>(24)</sup>

全体として、コンドルセは『ニューヘヴン』で示した議論を、簡潔ではあるけれども基本的に繰り返して、『州議会』では新たな議論を行なっていないと思われ。<sup>(25)</sup>

## 二 女性の市民権の承認について

フランス革命が始まったその翌年（一七九〇年）の七月三日に、コンドルセは「女性の市民権の承認について」(Sur l'admission des femmes au droit de cité. 以下『市民権』<sup>(26)</sup>)という小論文を発表した。この『市民権』を要約し検討する前に、「銀一マール」の要件を撤回することを要求した彼の演説を簡単にみておく。

### 1 一七八九年二月一二日の演説

コンドルセは、パリのコミューンの委員会において委員を代表して、被選挙資格の獲得のために銀一マール相当の直接税を支払うことを要求している一七八九年二月一四日のデクレに反対し、当時の左派議員と同様に、この要件の撤廃を要求した。<sup>(27)</sup> この演説では、a 所有する土地を算定基準とする銀一マールの要件は、今日有効的ではない、b 租税要件によって市民の選挙権・被選挙権を制限することは、一七八九年人権宣言の平等原理や主権原理に反する、c 選挙権は人間の本性に由来する自然的な権利である、といったことが主張されている。<sup>(28)</sup> この演説によって、コンドルセは男子制限選挙から脱

却し、(男子) 普通選挙の承認へと向っていったと考えられている。<sup>(29)</sup>

### 2 『市民権』の要約

a 「すべての者 (tout) は……女性を市民権から排除しているにもかかわらず、権利の平等原理を侵害していないのか。」また、「不合理な偏見がその権利の平等原理を奪ってきた三、四〇〇人の男性を考慮してその原理を援用し、一二〇〇万人の女性に対してはそれを忘れて」っており、このことは「まさに慣習の力の強力な証拠」なのではないか。

この排除が「専制行為ではなかったとするためには、」① 「女性の自然権は、男性のそれとは絶対的に同一ではないと証明するか、」② 「女性が自然権を行使することは出来ないということを示さなければならぬであろう。」

なぜならば、「人権は、人が感覺能力のある存在であり、道徳観念を獲得でき、この観念について熟考し得るといふことにもっぱら起因している」からである。よって、男性と同様に「同一のこの資質を備えた女性は必然的に、平等な権利を持つのである。」さもなくば、

「どの個人も真の権利を持たないか、すべての者が同一のものを持つか」のどちらかである。<sup>(30)</sup>

b 「女性が市民権を行使できないことを証明することは、困難であろう」として、以下の疑問に対して逐一反論している。

① 女性が妊娠や生理を理由にして市民権を奪われないのは、「冬の度に痛風に悩まされたり、簡単に風邪をひく人たち」から市民権を剥奪できないのと同様である。<sup>(31)</sup>

② 男性の精神の優越(このことは「必ずしも教育の差異の帰結でもない」)に関して、(1) 女性は科学上の重要な発見をしておらず、芸術・文学の才能がないといわれるが、才能の有無は市民権の要件にはなりえず、よって「おそらく、才能のある男性だけにしか市民権を認めないとは少しも主張されないであろう。」(2) 女性は、男性ほどの「認識力や理性の力」を持っていないといわれるが、「非常に教養のあるごくわずかな男性を除いては、女性とその他の男性は完全に平等である」。「つまり、市民権や公務を任せられる資格をこのような上の階層に限定するのは、完全に不条理なことだと思われる

のに、なぜ大多数の女性よりも劣っている男性の権利よりもむしろ、女性が権利を奪われるのであろうか。」<sup>(32)</sup>

③ 女性の精神や心には、「女性を自然権の享受から除外せざるを得ない」特別な資質があるといわれる。

しかし、(1) エリザベス一世などの女性が、「女性に足りないものは、精神力でも気丈さでもないことを示している。」更に(2) 「女性は優しく、家庭的な美德においては、男性に勝っている」し、「男性のように、自由を愛することができる。」<sup>(33)</sup>

④ 女性は理性的に行動することはない、といわれるが、「女性には多くの知性や慧眼と、ちょっとした雄弁家と同等の範囲内で思考する能力はある」し、法が原因で、「女性の利益は……我々と同一ではなくっており、同じ事柄が我々と同様に女性にとっても、重要である」ということはまったくないので、女性は理性に背かず、他の原理によって決定し、異なった目的を指すことができる。」よって「女性がその姿の魅力に関心を持つのは、もっとも」なことである。<sup>(34)</sup>

⑤ 「女性は男性よりも優しく、感受性がつよく、……悪徳に陥りにくいけれども、本来、正義感情を持ち

合わせていないとか、女性は自己の良心よりも、むしろ自己の感情に従うといわれてきた。」しかし、こうした男女差をもたらすのは、「本性的なものではなく教育であり社会的なものなのである。」このことによって、

女性は「正義の考えにはなく、正直であるという考えに慣れ」させられているのであって、「それゆえ、女性に自然権の享受を拒否しつづけるために、女性がこの権利を享受していないというだけで、実体のないような理由を持ち出すのは公正なことではない。」<sup>(35)</sup>

⑥ もし女性に男性と同様な理性を認めないとする、仕事のみで専念して「知識を獲得することも理性を働かせることもできない一部の人人々からも、市民権を剥奪しなければならぬだろうし」、更にいえば「公法の講義を修めた人」だけが市民ということになり、こうなるともはや「自由体制」とはいえなくなる。<sup>(36)</sup>

⑦ 「女性がその夫に依存していることは」理由にならない。この依存状態は民法法が作り出したものである。その「専制を破壊す」ればすむことであるし、「不公正が他の不公正を犯すことの正当な動機である」とは決してない。<sup>(37)</sup>

c 「よって、検討すべき反論は一つしか残っていない」(しかもこの反論は、「実利的な理由……:…によってのみ、女性に市民権を承認することに反対している」ものでしかない)。

第一に、「女性の男性に対する影響を心配しなくてはならないといわれる」が、「公開の議論での影響よりも秘密の場でのそれを危惧すべきである」。そのうえ、女性を法的に不平等に扱う国家の「救済策に多大の信頼を置くことは……危険である」。<sup>(38)</sup>

d 第二に、男女が平等に市民権を行使することが「自然が割り当てたと考えられる仕事 (soins) から女性を引き離すと考えられるので、一般的な有用性に反するだろうといわれるのだろうか。」しかし、「公務に従事できる市民は、非常にわずかな数でしかない」とは、確かである」し、「女性から家事を取り上げられることは、農民から鋤を、職人から仕事場を取り上げられないことと同様にできないのである。」そして、公務という「堅実な仕事は、無為と劣悪な教育が強い些細な趣味よりは、女性を家事から逸脱させはしないだろう。」<sup>(39)</sup>

こういって危惧の根本には、市民権を享受すると

「もはや統治することしか念頭になくなるという考え」

があるのだろうか。しかし、憲法制定からある時点までは「本当かもしれないが、このような変化は、長続きすることはないだろう。同様に、女性が国民議会の一員になり得るからといって、子どもや家事や縫い針を野に打ち捨てるだろうと信じてはならない。女性ほど子どもを育てあげ、人間を形成することに適した者はいない。女性が、……子どもにも授乳することは自然なことである。家事(soins)によって家に結びつき、男性よりも弱いので、女性のほうが引き籠もった家庭的な生活を送るのは、更に自然なことである。それゆえ女性は、その地位により何時間かの家事を義務づけられてはいるが、男性と同じ身分であると思われる。」<sup>(40)</sup>

e 女性が公務に就くことで、女性の「上品さは……失われるであろうが、家庭的な風習は……この平等によって広まるであろう。」<sup>(41)</sup>

f 「野蛮で退廃した風習」は、「法的不平等が男女間に存在している」ことの「主要原因の一つである。」<sup>(42)</sup>というのも、不平等は必然的に腐敗をもたらし、それが唯一のものでないとしても、最も一般的な腐敗の原因である

からである。」<sup>(42)</sup>

g コンドルセは、以上のような疑問に対して反論した後で、「わたしはここで、「冗談や美辞麗句によってではなく、この理由に反論を加えていただくことを要求する。特に「女性の」権利の排除について、法的に根拠を置くことを可能とする男女間の生来の差異をわたしに示してくれるよう要求する。」

「我々の新憲法において、男性の間で確立された権利の平等は、我々にとって雄弁な宣言、そして尽きることのない冗談に相当した。しかし今まで、まだ誰もただ一つの理由によってさえも、このことに反対できておらず、これは確かに才能がないからでもなく、熱意がないからでもない。わたしは、両性間の権利の平等についても、同様であろうと愚考するのである。」<sup>(43)</sup>

h 最後にコンドルセは、「なぜ封土を所有する女性からこの権利を奪うかわりに、土地を持っていて家の主人であるすべての女性にこの権利を拡張しないのか。もし代訴人によって市民権を行使することが不条理だと考えるのなら、なぜ自らこの権利を行使する自由を女性に与えないで、女性からこの権利を奪うのか」といって、

この論文を縮括<sup>(44)</sup>している。

### 3 検討

この『市民権』は当時、多大な反響を呼び、新聞やクラブで盛んに議論されたが、議会からの反応は得られず、政治指導者も沈黙を守ったままであった。<sup>(45)</sup>

さてその内容については、以下の点に注意を払う必要がある。

まず『ニューヘヴン』、『州議会』にみられた人間観を前提として女性に市民権を承認している(a)。

そして男女両性の権利における平等を確認して、今まで存在してきた不平等の原因は男女の性差にあるのではなく、教育や社会的なものにあることを説き、その性差もほとんどのものが根拠も理由もないものであることを論じていて(b)、その点で説得力のあるものになっている。

しかしながら、コンドルセは女性の育児・家事という役割を固定的なものとして捉えており(d)、つまり、男性は外で仕事をし女性は家庭で家事・育児に携わるとして「性役割分担論」に依拠して、それを前提としてしか女性の市民権行使を認めておらず、このことが彼

の最大の限界である(更にいえば、女性の方が家庭的な美德をもっている(b③)とか、女性が容姿に気を配るのはもっともだ(b④)、とか、女性は上品なものだ(e)といているのは、女性にはこういった性質・傾向があるものだとする、いわゆる「特性論」をコンドルセが前提としてしていること(あらわれである)。よって、女性が政治に参加することで、育児・家事を自分自身でこなすには支障がでてきた場合や、更には政治に専念するような場合には、コンドルセの立論の仕方では説得力をもち得なくなる。<sup>(47)</sup>

そして最後の部分(h)で、アンシャン＝レジーム期に封土の所有者である女性が保持していた権利(封土権)を、土地を所有する女性に拡張することを提案している点に注意しなければならない。女性一般を念頭において女性の市民権を述べている(と考えられる)h以外の大部分の議論と、全面的に対立する奇妙で唐突なこの主張は、財産権を通して「封土権」から「自然権」へと移行させようということのようにも考えられなくもない。しかしこのことは、たとえ「コンドルセは土地所有者である女性だけが参政権をもたなければならぬ」と主張し

ていると確認することはできない<sup>(48)</sup>」としても、『ニューヘヴン』や『州議会』でみられたような重農主義の影響が、革命期においてもみられることの表れだと考えるべきだろう。つまり、gまででの議論では、コンドルセは男女普通選挙を要求しているように考えられるが、hを含む全体としては、『ニューヘヴン』や『州議会』で主張されていた土地所有者である男女の平等選挙を念頭に置いていた、と考えるのが妥当だと思われる<sup>(49)</sup>。

それゆえ、一七八九年一月二日の演説で、コンドルセは男子制限選挙を批判する立場に立ったけれども、男女両性を含む選挙に関しては、少なくとも一七九〇年の段階までは、制限選挙論から脱却できていなかったはずである<sup>(50)</sup>。

### 三 ジロンド憲法草案

以上のように、少なくとも『市民権』の段階(一七九〇年)までは、コンドルセは女性一般の市民権を承認していたわけではないと考えられるが、彼は一七九一年から共和主義の傾向をみせ始め、共和主義革命が起こった一七九二年には、王権の廃止や議会による大臣の任命な

どの諸原則とともに、明確に(男子)普通選挙制を要求していた<sup>(51)</sup>。

しかしながら一七九三年憲法の制定過程で、コンドルセがその憲法委員会を代表して起草したジロンド憲法草案においては、女性の市民権に関する問題は、間接的にさえ触れられることはなかった<sup>(52)</sup>。

更に、一七九三年二月一五・一六日に憲法委員会を代表してなされたコンドルセの議会演説<sup>(53)</sup>においても、この問題には一切言及されていない。この理由として考えられるものとしては、① コンドルセが「委員の大勢の意向に妥協した」<sup>(54)</sup>とか、② サン＝キュロット女性の活動主義をコンドルセは行き過ぎと考え、それが原因となって躊躇した<sup>(55)</sup>、などが考えられるだろう<sup>(56)</sup>。

しかし、コンドルセがジロンド憲法草案制定の過程で女性に市民権を認める思想を放棄してしまったとは考えにくい。というのも、コンドルセが逮捕され、自殺するまで執筆していた未完の大著、「人間精神の進歩に関する歴史的叙述の素描」(Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain. 以下『進歩史』<sup>(57)</sup>)にも、「フェミニズム」思想が表れているからである。

その概要は、

a 全体の幸福にとって有害な両性間の権利の不平等は、打破されなければならぬ。「この不平等は、権力の濫用の他に原因は存在し」ない。

この偏見やそれが生み出した慣習を破壊すれば、家庭の幸福・美德、教育（「家庭の母親の助けなしでは、教育は男性にとってさえ一般的なものになり得ない」）が改善されていく。<sup>(58)</sup>

b 「知的・道徳的資質」に関する性別の差異は、哲学者によって「共通の利益にとってよりよいものである」とされてきた。しかし「これは、理性の哲学でも正義の哲学でもない。」<sup>(59)</sup>

c 別の所で、感覺能力・思考能力・道徳觀念がある者にとって、その性別にかかわらず、権利は完全に平等でなければならぬと証明しておいた。

全体幸福にとっては、「法律・組織・社会体系のすべて……でこの平等を尊重すること」が必要である。<sup>(60)</sup>

d 女性は肉体的に弱いけれども、優れた女性の「精神的・知的能力」は、優れた男性と同じ程度には達しないだけである。

肉体的資質は、ある条件の時しか「知的・精神的能力のエネルギーに寄与しない」。

e 生理・妊娠・授乳などは女性にとって「非常に現実的な障害である」が、だからといって女性が「パスカルやルソーになれないということにはならない」。

f 能力の点で男性より劣るので、女性には発明の才能がないといわれるが、ある種の発見には「迅速さや精神作用の細やかさ」が必要されるので、それが備わっている「女性はこの種の発見をなしうるであろう。」また、子どもの「授乳者としての母親」という役割は、「重要で必要な発見をなす独占的な手段」である。このことは過去の業績によって裏付けられている。<sup>(63)</sup>

このように、「市民権」でみられるような「フェミニズム」思想が表明されている。また、同様にみられた性別役割分担論や、特性論もそのままのようである（a・d・f）。

ただし、『ニューヘヴン』以降『市民権』までにみられた女性の市民権に関しては、cの「別の所」(alliens)という言葉が『市民権』を指すものとおもわれるが、もしそうであれば、『進歩史』においても女性の市民権に

言及しているといえるかもしれないが、明示的ではないのではっきりしない。<sup>(64)</sup>

よって、『市民権』以降、コンドルセは女性に市民権を認めることを、少なくとも明示的には主張しなくなったが、『進歩史』には「フェミニズム」思想を認めることができるので、コンドルセがジロンド憲法草案に係わった時点で、女性に市民権を認める思想を放棄してしまっただけと考えるべく、更には亡くなるまでコンドルセは、女性の市民権を、少なくとも否定することはなかったと考えられるだろう。

#### 終わりに

以上みてきたようなコンドルセにおける女性の市民権論の展開を簡単にまとめると、以下ようになるであろう。

a 革命前夜の一七八七年に、『ニューヘヴン』において初めて女性の立法参加権について論じた。その時のコンドルセは、重農主義の影響を受けていて、彼の言う市民とは土地所有者のことであり、市民一般ではなかった。つまりコンドルセは、男女制限選挙を考えていたの

である。

b 翌年の『州議会』でも、『ニューヘヴン』と同様な議論を繰り返して、新たな点は見受けられない。

c 革命期になって、一七八九年二月一二日の演説において、コンドルセは銀一マールの要件を批判し、これによって制限選挙制論から脱却し、(男子)普通選挙制論に移行したと考えられる。

d その翌年に発表され、多大な反響を呼び起こした『市民権』において、コンドルセは明確に女性の市民権を認めているが、その議論は女性の仕事は家事・育児であるという性別役割分担論に依拠しており(「女性から家事を取り上げられないのと同様にできない」し、「女性が国民議会の一員になり得るからといって、子どもや家事や縫い針を野に打ち捨てる」ようなことはない)、更にこの時点でも重農主義の影響が見受けられると考えられる。

e よって、コンドルセは一七八九年の段階で(男子)普通選挙制論に移行したと考えられているけれども、少なくとも男女両性を含む選挙制に関しては、一七九〇

年の段階までは制限選挙論から脱却できなかった。

f 一七九二年には共和主義的政治理念を確立し、更には明確に(男子)普通選挙制を要求していた。

g しかしながら、一七九三年憲法の制定過程で憲法委員会の委員としてコンドルセは活躍したが、その憲法草案にもその議会の演説にも、女性の市民権に関する問題は間接的にさえ触れられていない。

h この理由として、委員の大勢の意向に妥協したということなどがあげられるが、女性に市民権を認める思想を放棄したとまでは考えにくい。

i それは、コンドルセが死ぬ直前まで執筆していた『進歩史』に「フェミニズム」思想が表れているからである。

j 結局、コンドルセが考えていた女性の市民権とは、革命が始まった後でさえも常に、土地所有者である女性の権利であったと考えられる。

以上検討したように、コンドルセの女性参政権論において、そしてそこにみられるフェミニズム思想においても、それなりの限界が存在している。しかしながら、フェミニストとして他の革命家とは違い「コンドルセだけ

は非のうちどころがない」とまではいえぬにしても、

コンドルセはフランスのフェミニズム史上、重要な地位を与えられている。というのもフランス革命においては、革命の指導者たちの中にフェミニストが存在しないだけではなく、ロベスピエールのようにフェミニズムに敵対的な態度をとった者が、その階級を問わず多く存在し、コンドルセはその貴重な例外であったからであり、限界は認められるもののその時代を考えてみれば、コンドルセの「フェミニズム」には特筆すべきものがあるからである。<sup>(66)</sup>

コンドルセが亡くなった後のフランス革命は、反フェミニズムの方向に傾いていく。一七九三年一〇月には、女性の政治結社が禁止され、一七九五年五月には、いわゆる「家庭復帰令」が出され、女性にとって革命は終わりを迎えた。

この後フェミニズムの動きが再びでてくるのは、一九世紀半ばになってからであるが、特にそれ以降の女性参政権論の展開に果たしたコンドルセの役割は無視できないものがある。<sup>(67)</sup>コンドルセの女性参政権論がはっきりと注目されるようになったのは、一九一四年のことであっ

た。すなわちこの年に、日刊誌「ルージュナル」(Le Journal)が、国会議員選挙に際して女性の選挙権の賛否を問う投票を行なうという計画を発表した。この運動にはフェミニズム団体も加わり、その運動の一環として、七月五日に一万人の女性がコンドルセの像の前で、フランス学士院に対しデモンストレーションを展開したのである。<sup>(68)</sup>

- (1) 辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』一四二―一三頁(一九八九年 日本評論社)
- (2) Franck Alengry, Condret, guide de la Révolution française, théoricien du droit constitutionnel et précurseur de la science sociale, Paris, 5<sup>e</sup> éd., 1904, Paris, pp. 352-354 et 805-810.
- (3) 例えば、吉田正晴『フランス公教育政策の源流』一一一―一五頁以下(一九七七年 風間書房)
- (4) その数少ないもののうち、参照したものととして、辻村「フランス革命期における女性の権利」成城法学一七号五九頁以下(一九八四年)
- (5) A. Condorcet O'Connor et M. F. Arago, Œuvres de Condorcet, Paris, 1847 [以下「Œuvres」]、t. 9, pp. 3-93.

- (6) 辻村・前掲注(1)一四六頁
  - (7) この人間観はこの後検討する論文・著作に、表現の多少の異同はあるものの、議論の前提として登場している。このコンドルセの人間観については、吉田・前掲注(3)八九頁以下参照。
  - (8) Ibid., p. 14.
  - (9) Ibid., p. 15.
  - (10) Ibid., p. 16.
  - (11) Ibid., pp. 16-17.
  - (12) Ibid., pp. 17-18.
  - (13) Ibid., pp. 18-19.
  - (14) H. Archambault de Monfort, Les idées de Condorcet sur le suffrage, Genève, 1970, réimpression de l'édition de Paris, 1915, p. 42.
  - (15) Ibid., pp. 42-43, 安藤隆穂「フランス啓蒙思想における市民社会論の成立」思想 六七八号 八二頁(一九八〇年)
- モンフォールが述べているように(Ibid., p. 43, n. 1)、「コンドルセの以下の叙述がその影響を示している。すなわち、
- 「土地所有者は、立法のすべての部分で、非土地所有者と同じ利益をもっている。彼らは民事法と税金に関する法に対し、より大きな利益をもっているだけである。それゆえ、彼らが社会の他の利益の受託者や保持者になる危険は、まったくないのである。」

- 法において、こういった制度は少しも専制的ではない。文明 (cultivés) 国においては、國家を形成するのはその領土である。それゆえ、市民を形成しなければならぬのは、土地所有者なのである。事物のままにその本質によって非土地所有者が領土に存在できるのは、土地所有者が自分が占めている土地を彼らに賃貸するからか、彼らに自分の土地を受け取ることをおぼりに望むからでしかなくとうことに注目して頂きたい。もし非土地所有者が、生きる権利や自由な状態でいる権利以外のものを持つならば、その権利を受け取るのは、土地所有者からのみなのである。それゆえ、土地所有者が正当に國家の唯一の市民とみなされ得るべきである」(Euvres, t. 9, pp. 12-13)。
- (16) Euvres, t. 8, pp. 114-659.
- (17) 辻村・前掲注 (一) 一四六頁
- (18) Ibid., pp. 140-141.
- (19) Ibid., p. 141.
- (20) Ibid., p. 151.
- (21) コンドルセは「非土地所有者はその地方に利益を持たなからで、市民権を持ち得なから」として (Ibid., p. 130)。
- (22) François Hincker, Condorcet et les droits de l'homme, Condorcet inclassable, Les droits de l'homme et la conquête des libertés, Presses universitaires de Grenoble, 1988, p. 75.
- (23) Euvres, t. 8, p. 139.
- (24) Ibid., p. 136.
- (25) H. Archambault de Monfort, op. cit., p. 67.
- (26) Les femmes dans la Révolution française, EDHIS, 1982, t. 2, no. 25.
- (27) 辻村・前掲注 (一) 一四七頁
- (28) Adresse à l'assemblée nationale sur les conditions d'élégibilité, 1790, Euvres, t. 10, pp. 77-91.
- (29) H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 159-160.
- (30) Les femmes dans la Révolution française, op. cit., pp. 1-2.
- (31) Ibid., pp. 2-3.
- (32) Ibid., pp. 2-4.
- (33) Ibid., pp. 4-6.
- (34) Ibid., p. 6.
- (35) Ibid., pp. 6-7.
- (36) Ibid., p. 7.
- (37) Ibid., p. 8.
- (38) Ibid., pp. 8-9.
- (39) Ibid., pp. 9-10.
- (40) Ibid., pp. 10-11.
- (41) Ibid., p. 11.
- (42) Ibid., pp. 11-12.
- (43) Ibid., p. 12.
- (44) Ibid., p. 13.
- (45) Madeleine Reberieux, Préface, 1789 cahiers de do-

- féances des femmes et autres textes, *des femmes*, 1989, p. VIII. ただし女性の参政権については、一七九三年憲法の審議において多少の議論はみられた。
- (46) Elisabeth Badinter, Robert Badinter, Condorcet (1743-1794) un intellectuel en politique, nouvelle éd., Fayard, 1989, p. 306.
- (47) 辻村・前掲注(4)八九頁
- (48) Dominique Godineau, *Citoyennes tricoteuses*, Alinea, 1988, p. 272.
- (49) マーテ「一定の住所を持たない人々を除外してゐる」(François Hincker, op. cit., p. 75) からではなく、『市民権』を読む限りはこのような点は見受けられないと思われる。「無産女性に対する(階級的)差別を容認」(辻村・前掲注(4)九〇頁) しているから、コンドルセが「完全普通選挙に賛同していたと言ふことは正しくない」のである。
- (50) この点に関して辻村氏は、「少なくとも一七八九年一月二二日までは男子制限選挙制を批判する立場には立てなかった……。したがって、この時点までは、女性の選挙権を承認する場合にも、無産女性に対する(階級的)差別を容認し、その権利を剝奪することになるはずであった。」と述べている(辻村・前掲注(4)八九〜九〇頁)。
- (51) 辻村・前掲注(1)一四七頁
- (52) Dominique Godineau, op. cit., p. 272.  
その草案は、① 共和国の市民(citoyen)の要件とし
- て、第一次会の市民名簿に記載され、フランス領土内に一年以上継続して居住する二才以上の人(homme)であることを定め(第二編第一条)、② 選挙人の要件としては、第一条の要件に三ヶ月の居住要件を付加し(同第三条)、③ 被選挙資格としては、市民である要件と二五歳以上であることを要求している(同第九条)。
- 正文は、L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7<sup>e</sup> éd., 1952, p. 36 参照。
- (53) Archives parlementaires, I, s. t. 63, pp. 583-591.
- (54) H. Archanbault de Montfort, op. cit., pp. 155-156.  
ただし注意しなければならないのは、女性の参政権に関してコンドルセがまったくの孤立無援だったわけではない。というのは、委員のうちの一人で、コンドルセ夫人のサロンに通り、コンドルセとも親交があったデヴィッド・ウィリアムス(David Williams)は、結婚していない女性・夫を亡くした女性は、選挙権を持つべきだと後に(一七九三年四月二十九日)議会で主張している(A. P., I, s. t. 63, pp. 583-591.) からである。
- (55) Louis Devance, *Le féminisme pendant la Révolution française*, *Annales historiques de la Révolution française*, no. 229, 1977, p. 357.
- (56) この後、革命の主導がモンターニュ派に移り、コンドルセがジロンド派の参謀と考えられ、一七九三年七月八日に彼に対する逮捕状が出され、一〇月三日に欠席裁判で死

- 刑が宣告され、コンドルセは潜伏生活を余儀なくされた。
- (57) Œuvres, t. 6, pp. 1 et s.
  - (58) Ibid., pp. 263-264.
  - (59) Ibid., pp. 630-631.
  - (60) Ibid., p. 631.
  - (61) Ibid., pp. 631-632.
  - (62) Ibid., p. 632.
  - (63) Ibid., pp. 632-634.
  - (64) この点に関してフラングリーは、「コンドルセは、男女の政治的権利の平等が『全体の幸福にとって最も重要な人間精神の進歩において、重要であるはずである』、偏見によって認められた性別の政治的不平等という慣習を破壊することが、『家族の幸福』を増大させるだろう、というところまで至った。」と述べている (Alengry, op. cit., p. 449. 『内は、原文の引用』)。しかし原文には (a の部分) 「政治的」(politique) という言葉はなく、しかも文

脈上、内容上、このように解釈してよい根拠もないように思われる。

- (59) Jane Abrey, *Feminism in the French Revolution*, *American historical review*, no. 80, 1975, p. 61.
- (66) 女性参政権に関して、コンドルセ以上に注目し人物として国民公会議員のギュヨマル (Pierre Guymar) があげられるが、彼については、辻村・前掲注(4)九一頁以下参照。
- (67) 辻村・前掲注(4)九〇頁
- (68) プノワットロ・グラー (山口晶子 訳) 『フェミニニズムの歴史』七五頁以下 (一九八二年 白水社)、ジャン・ラポー (加藤康子 訳) 『フェミニニズムの歴史』三一五頁以下 (一九八七年 新評論)。しかしながらこの時、女性が参政権を獲得するまでには至らず、参政権を獲得できたのは一九四四年になってからであった。

(一橋大学大学院博士課程)